

業 務 仕 様 書

業 務 名　　岡山市福祉交流プラザほか清掃等業務委託

場 所　　岡山市北区岩井二丁目4-1　岡山市福祉交流プラザ三友ほか（別表1に記載）

期 間　　令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

I 清掃業務内容等

1. 清掃場所及び清掃面積

（別表1）に定めるところによる。

2. 清掃部分と清掃内容

（別表2）に定めるところにより、適正かつ確実に実施するものとする。

3. 清掃日時

(1) 定期清掃業務

福祉交流プラザ建部は各月2回、その他の福祉交流プラザ9施設は各月3回委託者の指示した日に実施するものとする。なお、人権啓発センターは、定期清掃を実施しない。

(2) 特別清掃業務

福祉交流プラザ（10施設）は年1回、人権啓発センターは年2回、委託者の指示した日に実施するものとする。

4. 作業員の心得

乙は委託契約書及び仕様書に記載されている事項について、乙の責任及び権限に基づいて作業員に対して、以下の各号を遵守するように指導することとする。

（1）作業員は、作業場所への出入り及び作業中は常に名札標識をつけるものとする。

（2）作業員は、常に服装を正し、清掃箇所を清潔かつ衛生的に清掃し、あわせて福祉交流プラザの美観に十分注意するよう努めるものとする。

（3）作業員は、業務上またはその他で知りえた市の業務に関する事項を他人に漏らしてはならない。

（4）盗難・火災の予防に注意し、作業終了の際は、窓・扉等の施錠及び火の元を確認し、不要の灯火を消すこと。

（5）作業中に器物を破損したとき、または造作、家具、調度品などの破損箇所を発見したときは、直ちに当該施設職員（以下「職員」という。）に届け出ること。

II 廃棄物処分業務内容等

1. 廃棄物の収集場所

福祉交流プラザ 10 施設及び人権啓発センター。（別表1）に定めるところによる。

2. 収集・運搬し処分する廃棄物

事業活動により発生する事業系一般ごみ（焼却ごみ・不燃ごみ・資源化物）とする。

収集・運搬し処分する廃棄物の量は、一施設当たり、焼却ごみは週に 45 リットル 1 袋程度、不燃ごみ・資源化物を併せて月に 45 リットル 1 袋程度を目安とするが、除草・剪定・イベント等の実施時に発生する廃棄物も対象とする。

3. 収集日時

福祉交流プラザ建部は各月 2 回、その他の福祉交流プラザ 9 施設及び人権啓発センターは各月 3 回、委託者の指示した日に実施するものとする。

4. 作業員の心得

受託者は、委託契約書及び仕様書に記載されている事項について、受託者の責任及び権限に基づいて作業員に対して、以下の各号を遵守するように指導することとする。

(1) 作業員は、受託業務の実施に際し、福祉交流プラザの事業の実施等の施設運営に支障を来さないよう十分に注意するよう努めるものとする。

(2) 作業員は、業務上またはその他で知りえた市の業務に関する事項を他人に漏らしてはならない。

III その他

(1) この業務に必要な機械器具及び消耗品は一切受託者の負担とする。

(2) 受託者が清掃に使用する洗剤及び材料等は品質良好なものを使用し、あらかじめ職員の承認を受けるものとする。

(3) 受託者は作業員の始業について、あらかじめ職員の承認を受け、作業終了後職員の確認を受けること。

(4) 職員はこの業務について隨時検査を行い、または報告を求め、必要があるときはその改善または手直しを命ずることができる。

(5) エレベーター付近の清掃において必要があれば、職員に協力を仰ぎ一時的なエレベーターの停止等の操作を求める。

(別表1)

施設名	所在地	清掃(延べ床)面積(m ²)	廃棄物収集場所
福祉交流プラザ三友	岡山市北区岩井二丁目4-1	742	○
福祉交流プラザ富原	岡山市北区富原1149	310	○
福祉交流プラザさいでん	岡山市中区神下133-3	496	○
福祉交流プラザ岡輝	岡山市北区新道57-7	430	○
福祉交流プラザ大井	岡山市北区大井2383-1	213	○
福祉交流プラザうの	岡山市中区浜一丁目3-16	322	○
福祉交流プラザ旭東	岡山市中区網浜837-4	743	○
福祉交流プラザ雄神	岡山市東区富崎728-1	201	○
福祉交流プラザ山南	岡山市東区宿毛628	307	○
福祉交流プラザ建部	岡山市北区建部町中田570	235	○
人権啓発センター	岡山市中区神下256-16	280	○
計		4,279	